

き ぎょう しゅう ろう くん れん 企業で就労訓練

せい しん しょう しゃ しゃ かい せい かつ てき おう くん れん じ ぎょう 「精神障がい者社会生活適応訓練事業」

しゅう しょく め ぎ 目指して スキルアップしたい!!

たい ちよう とどの しゃ かい ふっ き 体調を整えながら社会復帰したい!!



しゃ てき せい しん しょう しゃ しゃ かい せい かつ てき おう くん れん じ ぎょう 「社適 - 精神障がい者社会生活適応訓練事業 - 」とは

せい しん しょう かがた き ぎょう し ごと つう しゃ かい さん か しゅう ろう 精神障がいのある方が、企業などでの仕事を通じて社会参加や就労に向けた訓練を行うことができる事業です。

くん れん 訓練をうけることができる方

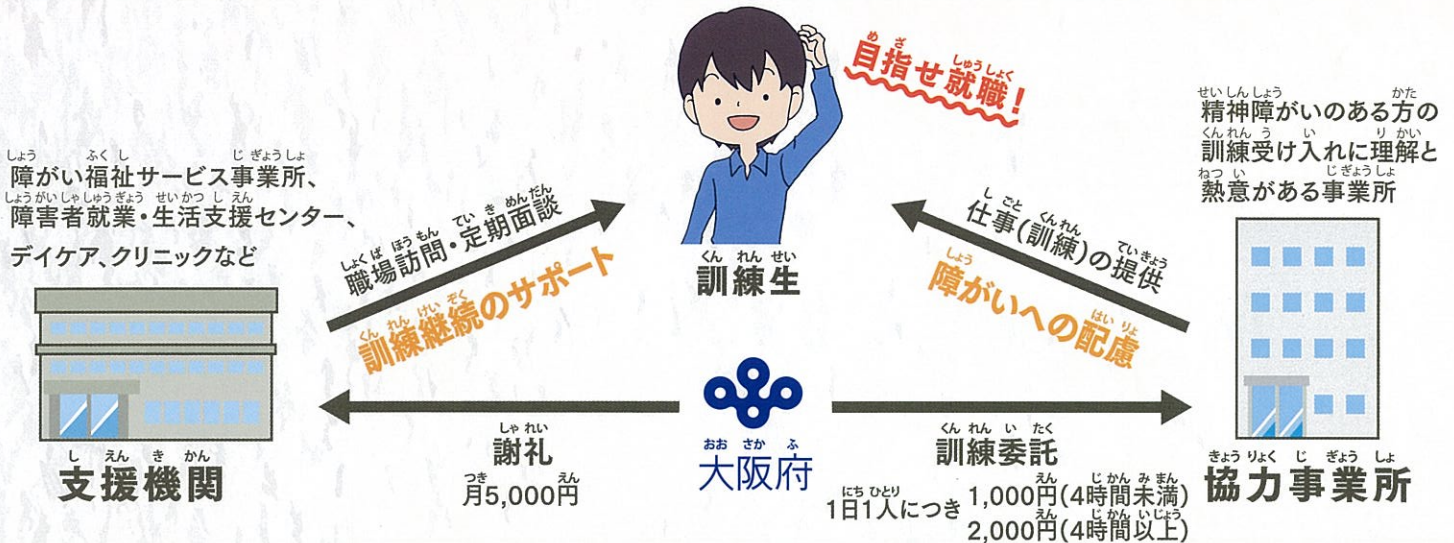
① とういんちゆう せい しん しょう しゃ おおさか 府 す かがた 通院中の精神障がい者で、大阪府にお住まいの方

(※ おおさか し きかい し す かがた たいしやうがい ※ 大阪市・堺市にお住まいの方は対象外)

② せい しん しょうがい しゃ ほけん ふく し て ちよう も じ りつ し えん い りやう てき おう かがた 精神障害者保健福祉手帳を持っている、または自立支援医療が適応されている方



社適訓練の支援システム



訓練の流れ

社会参加コース

病院やデイケアなどに通いつつ、社会に出る一歩として少し働いてみたい!

最長1年

週1日、1日3時間から可能

支援機関のバックアップがあれば、福祉サービス事業所に通っていない方でも利用できます。

就労準備コース

就労継続支援事業所などに通いつつ、1年後には就職を目指したい!

最長1年

週3日、1日4時間程度

1週間以上の職場実習の経験や、3ヶ月以上障がい福祉サービス事業所などへ通われている方が対象です。

就職

※半年経過すると、期間延長の可否についての審査あり

短期間の実習では、わかりにくかった病状の波や対処法を確かめることができます。

訓練先の例



市役所内の清掃



工場での部品の検品



倉庫内の商品整理



オフィスでのパソコン入力



老人ホームでの介護補助

訓練生の声

生活リズムが整った

朝早く起きて、夜寝ることが習慣になりました。昼間に体を動かすことで、幻聴などの症状が軽くなったように感じます。

自分に自信が持てた

社会に出る前に、自分が本当にやطيعけるのかを確かめたり、失敗できる機会を得られたことで、自信ができました。

作業スキルが身についた

今は清掃の仕事に就いていますが、訓練を通して学んだ清掃の技術がとても役に立っています。

働き続ける工夫を知れた

今まではつい無理をしてしまっていたので、自分のペースを調整しながら働けるようになりました。

訓練開始までの流れ -お申し込み方法-

訓練生

支援機関

協力事業所

訓練開始

支援機関(障害者就業・生活支援センターなど)と主治医に、訓練について相談する

医療機関と連携し、訓練に向けた準備を整える

※必要な申請書類を取りまとめ、毎月第2金曜日までに大阪府(事務局)へ提出してください。(協力事業所が新規の場合は毎月第1金曜日)

支援機関と相談しながら訓練の受け入れ体制を整える

※初めて訓練を受け入れる場合は大阪府が会社訪問し、訓練環境の確認を行います。

申請に必要な書類は、大阪府社会生活適応訓練事業のホームページよりダウンロードしてください。

Q 訓練費用はかかるの？

➤ かかりません。ただし、訓練に通うための交通費や昼食などは自己負担です。

Q 訓練中に事故や怪我があったらどうする？

➤ 全ての訓練生に対し、傷害保険・損害賠償保険に加入しています。

支援機関から訓練生へのサポート方法

1

医療機関との連携等を通じて、本人のアセスメントを行う

医療機関からの情報等から、訓練を開始するのが適当か検討します。他の支援とのバランスを考えながら、本人の状態に合った訓練内容を設定することが必要です。

2

訓練環境の調整を行う

訓練を継続していくには、作業内容だけでなく、作業スペースや職場の人との関わりなどにも働きかけが必要です。

3

支援に関する計画をたてる

訓練を行う期間や、最終的な目標を明確にしておくことで、現時点での課題等を訓練生と振り返ることができます。

4

社会生活適応訓練事業チェックシートを活用する

訓練開始前、更新時、終了時にチェックシートを記入し、訓練での成長等を一緒に振り返る機会を作ることで、訓練へのモチベーションが高まります。



訓練を受け入れていただいた協力事業所の声

受け入れたきっかけは？

会社の近くに障がいのある方の就労を支援する福祉事業所があり、その行事に参加する機会がありました。しっかりしている方が多く、働かないのがもったいないという気持ちになり、受け入れを決めました。

受け入れるときに大切にしていることは？

障がいがあるから、おそらくこうだろうと勝手に判断するのではなく、基本的には他の従業員と同じように接したいと思っています。悩みなどを1人で抱え込まず、オープンに話ができるように、こちらから積極的にコミュニケーションをとるようにしています。

受け入れたときに悩んだことは？

最初に訓練に来たときは、あいさつなどのコミュニケーションが難しい方や、こちらが気づかないうちに何かに引っかかり、悩んでしんどくなる方もいました。そんなときは支援機関の方に間に入ってもらい、アドバイスをいただきながら対応するようにしています。

障がいのある方と働いた印象は？

作業のスピードがおそい方など、それぞれに苦手とするところはありますが、慣れることで成長されるという実感を持っています。同じ作業を長時間集中して、正確に行える方も多く、訓練生から雇用にいたった方もいます。

困ったときは支援機関にご相談ください。

はじめて訓練を受け入れる場合、大阪府が会社訪問し、訓練環境の確認を行います。業務に支障のない可能な範囲で、必要な配慮や対応をお願いします。その他、困ったことがあれば支援機関にご相談ください。



協力事業所への委託料

訓練生を受け入れていただく際、大阪府と「訓練に関する委託契約」を結びます。

1日1人につき訓練時間が4時間未満 ▶ 1,000円

1日1人につき訓練時間が4時間以上 ▶ 2,000円

協力事業所を募集しています

会社の環境や規模、仕事内容など決まった条件はありません。精神障がいのある方の訓練受け入れに理解と熱意のある事業所であれば、事業に協力していただけます。詳しくは下記までお問い合わせください。

TEL:06-6941-0351 (内線 4162/2466)



大阪府では、法令等の例規文書や固有名称を除き、「障害」の「害」の漢字をできるだけ使わないで、ひらがな表記にしています。

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ

- ▶ 〒540-8571 大阪市中央区大手前3丁目2番12号
- ▶ 電話番号 06-6941-0351 (内線 4162/2466)
- ▶ ファックス 06-6944-7215
- ▶ <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syateki.html>

令和2年4月発行